

## 第1節 総則

### 第1 計画作成の趣旨

### 第2 計画作成の基本方針

#### 第1 計画作成の趣旨

昭和53年6月15日大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）が制定され、同法に基づき、昭和54年8月7日東海地域（6県170市町村）が、地震防災対策強化地域として指定された。

その後、平成13年度に国の中央防災会議により、震源等の再検討及び地震動、津波についてのシミュレーションが実施され、その結果、平成14年4月に、8都県（東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県）の263市町村が強化地域として指定され、平成21年4月1日現在では、市町村合併等により、8都県166市町村が指定されている。

本県は、強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、局部的な被害発生も憂慮される。特に同法第9条の規定による警戒宣言が発表された場合、社会的混乱の発生が懸念される。

このため、東海地震の発生に備え、社会的混乱防止及び被害の未然防止と軽減を図ることを目的として、「東海地震の警戒宣言発表時の緊急応急対策」を策定する。

#### 第2 計画作成の基本方針

- (1) この計画は、東海地震の発生に備え被害の発生を防止又は軽減するため、市及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定めるものとする。
- (2) この計画は、地震の発生が予知されてから、地震発生までの間における事前応急対策を中心に定めるものとする。
- (3) 市及び防災関係機関等は、この計画に基づいて、事前対策の実施に万全を期するものとする。
- (4) 地震発生後の災害応急対策は、「本編 第2章 災害応急対策計画」（p.76）により対処するものとする。

## 第2節 警戒宣言発令までの対応措置

### 第1 気象庁が発表する東海地震に関する情報の種類

#### 第2 警戒体制への準備

#### 第3 東海地震に関連する情報の伝達

### 第1 気象庁が発表する東海地震に関する情報の種類

気象庁が発表する東海地震に関する情報の種類は、次のとおりである。

気象庁が発表する東海地震に関する情報の種類

情報名	発表基準	主な防災対策	解除(一連の発表の完結)基準
東海地震観測情報	東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合は、安心情報である旨も併せて明記 ① 東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合 ② 発生した地震が直ちに東海地震に関連性がないと判断できる場合	防災体制は特にはない。 国や自治体等では情報収集連絡体制がとられる。	発表基準①の情報発表後に、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合
東海地震注意情報	観測された現象が前兆現象である可能性が高まったと認められた場合	以下の防災の準備行動がとられる。 ・児童・生徒の帰宅等の安全確保対策 ・医療関係者等の派遣準備 気象庁において、東海地震につながるかどうか検討する判定会が開催される。	東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合	警戒宣言が発せられる。 地震災害警戒本部が設置される。 津波やがけ崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店の営業中止などの対策が実施される。	①東海地震が発生した場合 ②東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合

### 第2 警戒体制への準備

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行ったことを了知した場合、及び東海地震予知情報の発表があった場合は、直ちに次により警戒宣言発令時の社会的混乱の発生に備え、必要な体制をとる。

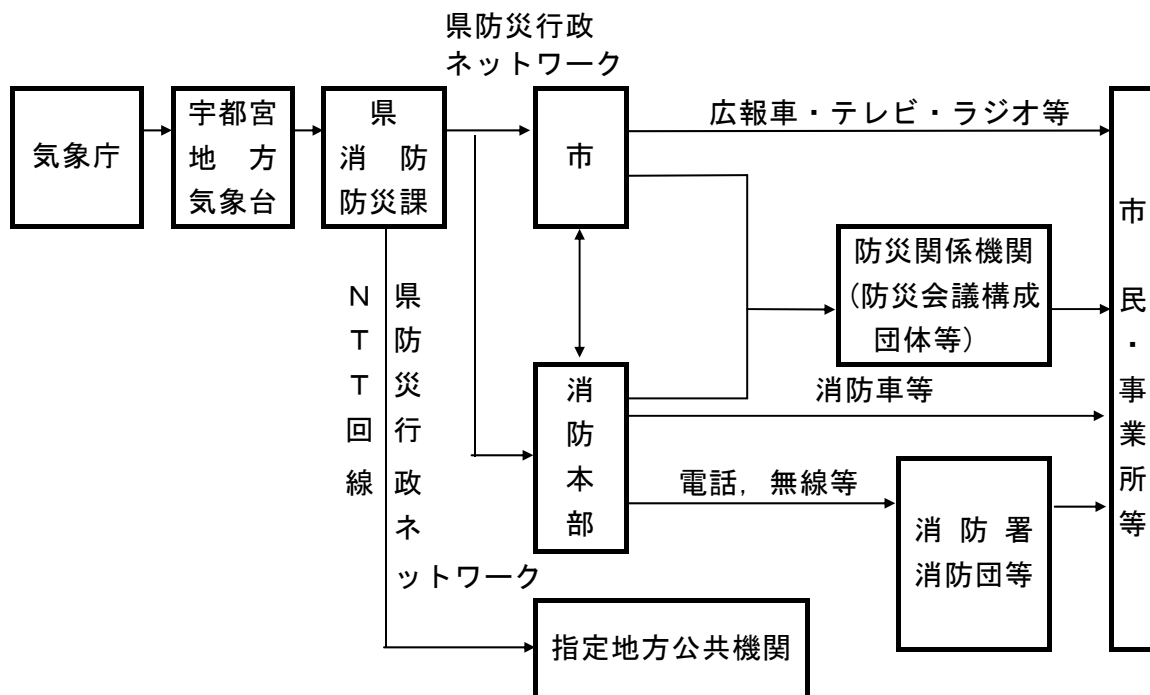
- (1) 災害警戒本部の設置準備
- (2) 東海地震予知情報発表の旨、市長、関係部長等への連絡
- (3) 広報等による市民への周知(東海地方への旅行の自粛の要請等)
- (4) 被害が予想される東海地方等への応援準備の検討

### 第3 東海地震に関連する情報の伝達

#### 1 伝達経路

東海地震に関連する情報は、以下により市及び関係機関に伝達される。

[警戒宣言及び東海地震に関連する情報伝達系統図]



関係機関等への通知については、「本編 第2章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部設置計画 第2 災害対策本部の設置・廃止」(p.78)に定めるところによる。

#### 2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報，東海地震予知情報（東海地震注意情報解除，東海地震予知情報解除）
- (2) 警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとること。
- (3) その他必要と認める事項

## 第3節 警戒宣言発令時の対応措置

- 第1 警戒体制の確立
- 第2 警戒宣言の伝達
- 第3 警戒解除宣言の伝達
- 第4 各部の対応
- 第5 広報対策
- 第6 教育・医療・社会福祉施設等の対策
- 第7 住民のとるべき措置等

### 第1 警戒体制の確立

警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と地震災害の発生防止・軽減を図るための措置を実施するとともに、東海地震が発生した場合に、あらかじめ定めた震災対策編に沿って速やかに応急対策ができるように準備する。

#### 1 市の体制

市は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行ったとの連絡、若しくは東海地震予知情報の発表がされずに、内閣総理大臣より警戒宣言が発令されたことを県から伝達された場合、直ちに災害警戒本部を設置し、以下の対応を行う。また、警戒体制をとり、震度5弱以上が発生した場合に参集することになっている職員を非常招集する。

上記情報により、第2節のとおり災害警戒本部を設置し、警戒体制をとっている場合、引き続き、その体制を維持する。

(※ 地震発生後は本編第3章第1節のとおり、震度に応じた体制をとり、災害応急対策を実施する。)

- (1) 警戒宣言発令の旨、市長、関係部長等に連絡する。
- (2) 警戒宣言発令について関係機関等に連絡する。
- (3) 関係課により、情報収集を行うとともに、市民に冷静な行動を呼びかける。
- (4) 状況によりさらに関係課職員等を動員する。なお、職員の動員は、「本編 第2章 災害応急対策計画 第2節 動員配備計画」(p.94)による。
- (5) 被害が予想される東海地方等への応援準備を検討する。

#### 2 防災関係機関等の体制

警戒宣言の発表を了知したときは、所掌事務又は業務に係る地震防災応急対策の実施及び東海地震発生時の災害応急対策の準備が円滑に実施できるよう、必要な警戒体制をとるものとする。

## 第2 警戒宣言の伝達

### 1 伝達経路

警戒宣言発令時の情報伝達経路は、「本章 第2節 警戒宣言発令までの対応措置 第3 東海地震に関連する情報の伝達」の「警戒宣言及び東海地震に関連する情報伝達系統図」(p. 217)による。

### 2 伝達事項

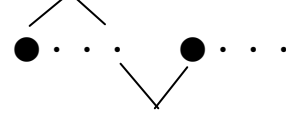
- (1) 警戒宣言の内容
- (2) 東海地震の発生に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとること

### 3 住民等に対する警戒宣言の周知

- (1) 警戒宣言の発表を了知したときは、広報車によるほか、報道機関の協力を得て市民へ周知する。
- (2) 地震防災信号
  - ア 地震防災信号の活用
    - (1)によるほか、地震防災信号(サイレン・警鐘)により地域住民へ周知する。
  - イ 地震防災信号の周知徹底
 

大規模地震対策特別措置法により定められた地震防災信号について、広報紙等を通じて日頃から地域住民へ周知徹底を図る。

地震防災信号

警	鐘	サイレン
(5点打点)		(約45秒)
●・●・●・●・● 休み ●・●・●・●・●		
備考	1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

## 第3 警戒解除宣言の伝達

### 1 伝達経路

「本章 第2節 警戒宣言発令までの対応措置 第3 東海地震に関連する情報の伝達」の「警戒宣言及び東海地震に関連する情報伝達系統図」(p. 217)による。

### 2 伝達事項

警戒解除宣言の情報

## 第4 各部の対応

各部は警戒宣言時に行うべき活動を事前に計画する。

- (1) 出張事務等の制限
- (2) 庁内における火気使用の制限，危険物品等の整理，公用車の使用制限
- (3) 食糧，飲料水の確保及び点検
- (4) 地すべり等危険地域，道路，河川等の巡回点検
- (5) 地震に伴う被害が発生した場合に備え，職員の参集，各種応急対策の実施に対する体制の準備
- (6) 各関係機関からの情報収集（医療機関の開設，電力・ガスの供給，交通機関の運行，生活必需品等の供給，教育施設の対応等）
- (7) 地震発生に備えた広報の実施
- (8) 住民のとるべき措置，各関係機関からの情報についての広報

## 第5 広報対策

警戒宣言及び東海地震に関する情報等の発表の周知による混乱の発生を未然に防止するとともに，応急対策が迅速かつ的確に行われるよう，県及び防災関係機関と連携し，広報活動を実施する。

また，事業所及び住民に対しては，地域の実情に即した適切な広報を繰返し行い，周知徹底を図る。

### 1 広報内容

- (1) 警戒宣言，東海地震に関連する情報等の内容
- (2) 事業所及び住民等が緊急にとるべき措置
- (3) 交通規制の状況等
- (4) 地震防災応急対策の内容と実施状況
- (5) 混乱防止のための措置
- (6) その他状況に応じて事業所又は住民等に周知すべき事項

### 2 広報の実施方法

報道機関（テレビ，ラジオ，新聞）の協力を得て行うとともに，広報車，航空機その他の広報媒体を活用し，実施する。

### 3 広報例文（市民への呼びかけ）

市民の皆さん、こちらは宇都宮市です。

先程、東海地震予知情報（又は警戒宣言）が発令されました。

市では、警戒本部を設置して交通規制や広報活動を開始しました。市民の皆さんには、次の点に注意し一人ひとりが冷静な行動を取るよう、お願いします。

第1は、テレビやラジオの放送を聞いて正確な情報を得てください。

デマや流言に惑わされないでください。そして、身の回りの安全を確かめてください。

第2に、地震で最も恐ろしいのは火災による被害です。火の取扱に注意するとともに、使用を自粛してください。

第3に、当座の飲料水や食糧、医薬品など非常持ち出し品を確かめてください。

繰り返しお願いします。いろいろ、不安があるかと思いますが、市としても、情報が入り次第お知らせしますので、あわてずに冷静に行動してください。

## 第6 教育・医療・社会福祉施設等の対策

### 1 学校

#### (1) 警戒宣言等発表の伝達

警戒宣言及び警戒解除が発表されたときは、教育委員会は直ちに管内公立小・中学校に伝達し必要な指示を与えるものとする。

#### (2) 児童・生徒等保護対策

警戒宣言の発表に伴い、校長は児童、生徒の生命・身体の安全確保に万全を期するとともに、緊急事態に備え、事前に定められた計画に従い児童、生徒の保護対策を講じなければならない。

#### (3) 学校等の対応

校長は、警戒本部を設置し、情報の把握に努め、的確な指揮にあたりるとともに、教職員と協力して、原則的に児童、生徒を帰宅させる。

### 2 医療機関

警戒宣言の発表に伴い、病院等各医療機関は、次の応急対策等を実施して、被害発生を防止を図るとともに、医療救護機能の維持に努める。

ア 院内への広報

イ 院内防災対策本部の設置

ウ 消火、避難設備等の点検

エ 出火防止対策の実施

オ 医療機器、薬品等の落下、転倒防止並びに確認

カ 入院患者等の安全確認

キ 外来診療の中止（急患を除く）

ク 発災後へ備え、医薬品、機材、飲料水、食糧等を確保

### 3 社会福祉施設

警戒宣言の発表に伴い、福祉施設については、入所者の生命、身体の安全確保に万全を期するため、次の措置をとる。

- ア 消火設備及び避難設備等の点検
- イ 落下物等の防止措置
- ウ 危険物（プロパンガス、重油等）の点検
- エ 関係機関、保護者等との連絡体制の確保

## 第7 住民のとるべき措置等

警戒宣言の発令に伴い、住民は各家庭において次の措置を取る。

- (1) 警戒宣言発表中は、テレビ、ラジオのスイッチを常に入れておき、正確な情報を把握する。また、市役所、消防署、警察署からの情報に注意すること。
- (2) 家庭内での分担を確認し、地震が発生するまでにやっておくことを決めて、すぐ行動に移す。
- (3) いざというときの身を置く場所を確認しておく。
- (4) 家具等の転倒防止措置及び重量物の落下防止措置をとる。
- (5) 火気の使用は自粛する。
- (6) 消火器や水バケツ等の消火用具を準備しておく。
- (7) 灯油や、プロパンガス等の安全措置をとる。
- (8) 身軽で安全な服装に着替えておく。
- (9) 水、食糧、携帯ラジオ等の非常持出品を確認し準備しておく。
- (10) 避難場所や避難ルートを確認しておく。
- (11) 自動車や電話の使用は自粛する。